## 内閣委員会)

銃 砲 刀 剣 類 所 ,,, 持 ,; 等 取 締 法 の \_ 部 i を 改 正 する 法 律 案 へ 閣 法 第六号)(衆議 院送 付 要 旨

本 . 法 律 案 ば 最 近 の 銃 砲 刀 剣 類 等 を 使 用 L た 凶 悪 犯 罪 の 発 生 状 況 等 に か Ы が み、 所 持 の 禁 止 の 対 象 となる

剣 の 範 囲 を 拡 大するととも に 銃 砲 刀 剣 類 の 所 持 許 可 の 要 件 の 厳 格 化 実 包 等 の 所 持 に 関 す る 規 制 の 強 化

所 持 の 禁 止 の 対 象 ع な る 剣 の 範 井 の 拡 大

銃

砲

刀

剣

類

の

所

持

者

に

対

す

る

監

督

の

強

化

等

の

措

置

を

講

じ

る

も

の

で

あ

וֹי

そ

の

主

な

内

容

は

次

の

とお

IJ

で

ぁ

刃 渡 IJ 五 • 五 セ ンチ 乂 ı 1 ル 以 上 十五 セ ン チ メー **|** ル 未 満 の 剣 を 新 たに 所 持 の 禁 止 の 対 象 とする。

銃 砲 刀 剣 類 の 所 持 許 可 の 要 件 の 厳 格 化

1 破 産 手 続 開 始 の 決 定 を受け たこと、 禁 錮 以上 の 刑 に処せられたこと、 ストー カ I 行 為をし たこと、 配

偶 者 に 対 す る 暴 力 行為を U て 裁 判 所から命令を受けたこと、 自殺をするおそれがあ ること等を銃 砲 刀 剣

類の所持許可に係る欠格事由に追加する。

2 人 の 生 命又は 身体· を害する 罪 ات ا 当た る違法 な行為等を行い、 これにより 銃砲 刀 剣 類 の )所持 許 可を取 ij

消された者の欠格期間を五年から十年に延長する。

銃 砲 刀 剣 類 の 所 持 許 可 又は そ の 更 新 を 申 請 す る七十五 歳 以 上 の 者 に 対す る認 知 機 能 検 查 を 導 入する。

3

- 4 猟 銃 の 所 持 許 可 の 更 新 を 受 け ようとする 者 に 対 U て、 射 擊 技 能 に 関 す る 講 習 の 受 講 を 義 務 付 け る。
- 5 年 少 者 に ょ る 空 気 銃 の 所 持 の 制 限

ァ + 兀 歳 以 上 + 八 歳 未 満 の 者 で 所 持 許 可 を受け て 空 気 銃 を 所 持 することができる も の の 範 囲 を、 玉 際

的 な 規 模 で 開 催 さ れ る 定 の 空 気 銃 射 擊 競 技 に 参 加 す る 選 手 等 に 限 定 す

1

+

兀

歳

以

上

+

八

歳

未

満

の

者

で

定

の

空

気

銃

射

擊

競

技

に

参

加

す

る

選

手等

で

あ

る

も

の

が、

射

擊

指

導

を

け る た め に 射 擊 指 導 員 が 所 持 許 可 を 受 け て 所 持 す る 空 気 銃 を 所 持 することがで きる 制 度 を 導 入 す

三、実包等の所持に関する規制の強化

- 1 猟 銃 の 所 持 許 可 を 受 け た 者 は 帳 簿 を 備 え、 実 包 の 所 持 状 況 を 記 録 L な け れ ば な 5 な **!**
- 2 銃 砲 を 保 管 す る 建 物 内 に 当 該 銃 砲 に 適 合する 実 包 等 を 保 管 し な L١ ょ う努 め な け れ ば な 5 な l,

四 銃 砲 刀 剣 類 の 所 持 者 に 対 する 監 督 の 強 化

1 都 道 府 県 公 安 委員 会は 銃 砲 刀 剣 類 の 所 持 許 可を受け た者が当該 所 持許 可を受け た 後 も 引 き続 ð 所 持

許 可 の 基 準 に 適 合し て しし る かどうか等 を 調 査す る ため 必要が あ ると認 めるときは、 そ の者に対 L 必 要 な

報 告 を求め、 若 しく は その指 定する 医 師 の 診 断を受けるべきことを命じ、 又 は 関 係 者に 照会 U て必 要な

事 項 の 報 告 を 求 め ることができる。

2 都 道 府 県 公 安 委員 会 は 銃 砲 の 所 持 許 可 を受け た者が 人に 暴行 を 加える 等 の 行 為を Ų かつ、 そ の 粗

暴 な 言 動 等 か 5 判 断 し て、 欠 格 事 由 に 該 断当す る 疑 11 が あ る と認 め 5 れ る 揚 合 に お ١J て、 そ の 者 に . 当 該 許

可 に 係 る 銃 砲 を 保管 さ せて おくことが 適 当 で な 11 لح 認 め ると きは、 当 該 銃 砲 の 提 出 を 命 じ、 調 查 を 行 う

間 提 出 <u></u> れ た 銃 砲 を三十 日 を 超 え な 11 期 間 内 に お l١ て、 保 管 す ること が で き

3 何 人 ŧ 付 近 に 居 住 す る 者 等 で 銃 砲 刀 剣 類 を 所 持 す る も の が、 そ の 言 動 等 か 5 当 該 銃 砲 刀 剣 類 に ょ 1)

人 の 生 俞 身 体 等 を 害 す る お そ れ が あ る لح 認 め るとき は、 都 道 府 県 公安委員 会 に 対 ŕ そ の 旨 を 申 L 出

ることができる

五 猟 銃 安 全 指 導 委 員 制 度 の 新 設

都 道 府 県 公 安 委員 会 は 猟 銃 の 所 持許可を受けた者であっ 7 人格識見 に 優 れ た もののうちから 猟 銃 安 全 指

導 委 員 を 委嘱 することができることとし、 猟 銃 安全指 導 委員 は 猟 銃 の 所 持及び 使用に よる危 害 っ を 防 止 する

た め の 猟 銃 所 持 者に 対する助 言、 民 間 団 体 の 活 動 ^ の 協 力等 の 職 務 を行う。

## 六 施行 期日

こ の 法 律は、 部を除き、 公布 の日から起算して一年を超えない 範 井 内に お いて政令で定め る日から施

行する。 所持 の 禁 止 の 対 象となっ る 剣 の 範 进 の 拡 大に つい て ば 公 布 の 日 から起算 して 月 を経 過 し た 日 か

5 銃 砲 刀 剣 類 の 所 持 者 に 対す る 監 督 の 強 化 につい ては、 公 布 の 日 から起算して六月 を超 えな L١ 範 囲 内

おい て 政令で定める日 からそれぞ れ 施 行 する。

な ぉੑ 本 法 律 案 ţ 衆 議 院 に お ١J て、 猟 銃 又 は 空気 銃 の 所 持許 可 ات 係 る申請 書 に 内 閣 府令で定

該 当す る 医 師 の 診 断 書 の 添 付 を 義 務 付 け ること、 猟 銃 の 所 持 者 に 対 す る 検 查 等 の 対 象 に 猟 銃 に 適 合する実包

の 所 持 状 況 に 係 帳 簿 を 加 えること、 調 查 を行っ う間 に お け る 保 管 制 度 の 適 用 対 象 に 刀 剣 類 行われた。 を 加 えること、 内

閣

府令で定める方法

により

銃

砲 刀

剣

類

の

確

実な

引渡し

を

確

保することを内容とする

修正

が

る

める要

件

に

に